

一宮市友愛訪問活動事業委託料交付要綱

(目的)

第1条 この事業は、老人クラブ員の積極的な協力を得て、対象者宅を慰問、激励し、孤独感及び疎外感をなくし、高齢者相互のふれあいを高め、かつ、生きがいを与えることとともに虚弱な高齢者を把握することを目的とする。

(訪問対象者)

第2条 訪問対象者は、一宮市老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブ会員で、満65歳以上のひとり暮らし高齢者（病弱な高齢者夫婦のみの世帯を含む。）及びねたきり高齢者（以下「高齢者世帯」という。）とする。

(委託内容)

第3条 この事業は、一宮市老人クラブ連合会に委託し、各クラブ長の協力を得て実施する。

- 2 老人クラブ員は、高齢者世帯を随時訪問し、愛の一声をかけ慰問、激励を行い安否の確認を行うとともに虚弱な高齢者の把握を行う。
- 3 実施期間は、別途締結する委託契約により定める期間とする。

(遵守事項)

第4条 老人クラブ員は、訪問活動により知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。

(委託料の交付)

第5条 委託料の交付手続き等については、一宮市委託料交付要綱（昭和36年9月20日庁達第4号）によるものとする。

- 2 委託金額は、予算の範囲内で定めた額とする。

(実施報告)

第6条 事業終了後、速やかに友愛訪問活動事業実施報告書に精算書を添えて市長に提出するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 3 年 5 月 1 7 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 8 年 5 月 3 0 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 6 年 6 月 1 4 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 7 年 7 月 5 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 3 0 年 7 月 5 日から施行する。

友愛訪問対象者（令和4年度）

連区 クラブ名

No.	ね た き り 高 齢 者		
	氏 名	年 齢	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
計	人		

令和4年10月28日（金）までに、各連区老連でお取りまとめのうえご提出をお願いいたします。

※ 楷書で正確にご記入願います。

※ 対象者がいない場合でも、計欄に「0人」と記入してご提出願います。

No.	ひとり暮らし高齢者(病弱な高齢者夫婦のみの世帯を含む。)		
	氏 名	年 齢	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
計	人		

※ 記入していただいた個人情報は慎重に管理し、本事業に関する事務以外に使用いたしません。